

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：新見市簡易水道事業特別会計

事業名	新見市簡易水道事業		
事業開始年月日	S32. 3.31	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	新見市	職員数 (H19. 4. 1現在)	6
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	277 (H18)	公営企業債現在高（百万円）	5,305
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数	0.254
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率（%）	22.5
		経常収支比率（%）	91.8

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- ✓ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 ✓ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 該当なし

〔合併期日：平成17年3月31日 合併前市町村：新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町〕
 新見市の簡易水道は、平成17年3月31日に近隣の一市四町が合併し27簡易水道施設を統一管理体制で運営している。15簡易水道の施設については、外部委託により管理しており事務の効率化を図っているところであるが、今後も外部委託の推進、また職員の専門知識高めることにより人件費の削減を図る。

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	新見市 新見市長 石垣正夫
既存計画との関係	新見市行財政改革集中改革プラン（平成17～21年度） 公営企業経営健全化計画（平成18～27年度）
公表の方法等	計画の確実な実施に向け本計画を平成20年3月議会において総務常任委員会に報告するとともに、HPに掲載し市民への周知を図る。
基本方針	1 費用対効果を考慮した区域拡張 2 有収率向上のための計画的的老朽施設の改良の実施 3 安全な水道水確保のための浄水施設管理強化対策の推進 4 料金収入確保のための滞納対策の推進 5 施設管理の外部委託推進による作業効率・経営効率の向上 6 OA化の推進による事務の効率化 7 専門的知識習得のための研修の実施及び作業効率の向上による職員数の削減

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	12	64	187	263
	補償金免除額	2	12	33	47
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	0	0	0

注「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度未残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度未残高)	年利7%以上 (平成19年度未残高)	合計
公営企業債	簡易水道事業債	11,941	63,713	187,012	262,666
合計(A)		11,941	63,713	187,012	262,666
一般会計の再計上の負担分					
合計(B)					
公営企業で負担するもの(A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度未残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度未残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合計
公営企業債					
合計(A)					
一般会計の再計上の負担分					
合計(B)					
公営企業で負担するもの(A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度未残高)	合計
公営企業債					
合計(A)					
一般会計の再計上の負担分					
合計(B)					
公営企業で負担するもの(A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区分	内 容	
財務上の特徴	当市は、中山間地域という地理的条件のもと、若年層の都会志向による流出、急速な高齢化の進行、少子化等により人口減少傾向にある。過疎化が進む当市では、料金収入の増加が見込めない中、広大な地域に27簡易水道のそれぞれの施設が点在し、給水人口に比べ施設の数、管路延長が長く、維持管理費用がかかるため一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況である。	
経営課題	課題	資本投資の抑制 費用対効果について十分検討し、施設維持管理に費用のかからない施設の更新、導入を図る。
	課題	他会計繰入金の抑制 地理的条件により建設事業費が割高になりやすく、加えて既存の施設の老朽化による維持管理費の増加している中、当面一般会計からの基準外繰入金に頼らざるを得ない状況であるが、計画的な事業の実施により事業費の削減に努め繰入金の抑制に努める。
	課題	人件費の削減 施設維持管理に伴う事務量は増加傾向にあるが、管理業務の外部委託を進め、又職員の専門技術能力の向上により事務の効率化を図り、削減につなげるよう努める。
	課題	水道使用料の算定 平成17年3月一市四町が合併し、27簡易水道が統一料金体制で運用している。高齢化が進む当市では、当面料金値上げ難しい状況であるが、適正な料金水準に向け水道料金の改定を検討する。
留意事項	簡易水道統合計画による施設の建設事業費の増加が見込まれる。	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益の收支、資本の收支

(単位:百万円, %)

(2) 他会計繰入金

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率 (%)	45	42	39	35	33	36	37	38	37	34	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	70	67	71	53	81	45	50	56	56	54	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	36	34	36	29	53	33	31	28	28	29
	うち基準内繰入金 (%)	85	65	56	60	64	50	55	53	48	42
	うち基準外繰入金 (%)	15	35	44	40	36	50	45	47	52	58
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
資本的収入分 (%)	64	66	64	71	47	67	69	72	72	71	
	うち基準内繰入金 (%)	47	40	51	44	71	55	58	54	44	46
	うち基準外繰入金 (%)	53	60	49	56	29	45	42	46	56	54
	うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 污水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年3月一市四町が合併し、現在27簡易水道が統一料金体制で運用している。過疎化が進む当市では料金収入の増加が見込めない中で、広大な地域に施設が点在し給水人口に比べ浄水場等の施設の数や管路延長が長く、維持管理費用が増加し傾向にある。当面は水道料金の値上げは難しい状況ではあるが、料金改定については適正な料金水準になるよう今後検討していく予定である。
2 他会計繰入金の見込み	費用対効果を十分検討し、施設維持費の削減につながる施設の導入を図るなど資本投資の抑制することにより基準外繰入金の減額に努める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	繰上償還を行い、地方債残高の減少に努める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	当市の集中改革プランでは、平成17年度から平成21年度までの5年間は、原則5減1増とする新規職員採用の抑制、早期退職を奨励する制度の創設等により、平成22年度までに消防・短期大学以外の職員数の削減を目指し、平成22年4月1日における全体の職員数565人の目標に対し519人を達成している。簡易水道事業においても平成22年度より職員数を従来の6人から1人削減し、5人とする予定であったが、業務の効率化等により前倒しして実施し、平成20年度より5人体制となっている。
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造に準じて見直しを実施済み。 地域手当については、適用されていない。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	行政職給与表(二)の表に準じて作成した給料表を使用している。給与情報の開示は平成20年2月を予定している。これまでの取り組み状況としては、給与等の総合的な点検の実施状況として現状を把握し、行政職給料表(二)の導入について検討中である。また、技能労務職については人数も少ないため、退職者不補充の方針である。取り組み方法は、平成20年3月の策定に向けて準備を進めている。なお、簡易水道事業には技能労務職員はいない状況である。
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、平成17年度から廃止。
福利厚生事業のあり方	保険事業(長期・短期)については、岡山県市町村共済組合に加入しており、独自の基準では実施していない。(統一の負担割合) その他の福利厚生事業全般については、岡山県市町村総合事務組合の事業提供を受けており、独自のものは無い。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	費用対効果を十分検討し、施設維持費の削減につながる施設の導入を図るなど資本投資の抑制することにより維持管理費の縮減に努める。(課題)
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	27簡易水道のうち、15簡易水道については、既に日常運転管理業務の外部委託を行っており、今後も更に外部委託を推進することにより業務の効率化を図り、人件費の削減へつなげる。(課題)

経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>過疎化が進み給水人口増加は見込めず高齢化がすすむ中、早急な料金改定は難しいが、今後同規模、近隣の簡易水道事業団体等を参考にしながら事業規模に見合った適正な料金水準に向け検討していく。(課題)</p> <p>検討中</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>決算書の開示については、例年9月定例議会で提案している。</p>
経営健全化や財務状況に関する情報公開	
行政評価の導入	事務事業評価について、平成17年度から一部試行で実施している。今後は、事務事業評価を早期に本格実施し、政策評価まで行うための行政評価システムの確立を検討している。
5 その他	地理的条件により建設事業費が割高になりやすいため、一般会計からの基準外繰入金に頼らざるを得ない状況ではあるが、他事業(下水道事業等)との連携を取りながら、計画的な事業推進を行い事業費の削減を図ることにより、基準外繰入金の抑制に努める。(課題) 又、漏水調査、機械保守業務の委託を効果的に行うことにより、迅速に状況を把握し施設維持修繕に係るコストを削減する。この改善額の算出については、年度毎の目標額を定めた額から業務委託料の増額分を控除し単年度毎の改善額を計上した。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、**に付した課題番号**を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	各簡易水道の日常運転管理業務の外部委託推進により業務の効率、及び職員の専門能力を高めることで職員数の削減（人件費の減額）を図る。（課題 ）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	費用対効果を十分検討し、施設維持費の削減につながる施設の導入を図るなど資本投資の抑制することにより基準外繰入金の減額に努める。（課題 ）
4 その他	

注1 上記各項目には、¹で採り上げた経営課題に対応する取組として²に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、³の当該施策に係る「具体的な内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することができるものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、⁴の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算見込)	平成22年度 (計画第4年度) (決算見込)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)	1											
	未収金の徴収対策												
	改善額									0			0
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	44	44	41	28	48		46	39	34	35	36	
	改善額		0	3	16		19	0	7	12	11	10	40
	給与水準					42		42	36	31	32	33	
	改善額							0	6	11	10	9	36
	その他(時間外手当)					2		2	1	1	1	1	
	改善額							0	1	1	1	1	4
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	7	7	5	4	6		6	5	5	5	5	
	増減数(人)	0	2	1	2	1	0	1	0	0	0	0	1
	維持管理費(施設整備工事費)					27		10	6	6	5	5	
	改善額(適正化)						0	17	21	21	22	22	103
	工事コスト	2											
	改善額(縮減額)												
	その他												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	4,578	4,879	5,388	5,294	5,305		5,366	5,305	5,288	5,301	5,218	
	増減	301	509	94	11		61	61	17	13	83		
	計画前5年間改善額合計							19					改善額合計 143
注1 「課題」欄については、「1. 主な課題と取り組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。													
2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。													
2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。													
3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的な内容」欄に併せて記入すること。													
4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。													
(参考)補償金免除額													
47													

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	22	22	22	20	20	18	17	17	17	17
年間総収水量(千m3)	1,627	1,708	1,608	1,689	1,590	1,548	1,540	1,525	1,514	1,503
公称施設能力(m3/日)	7,650	8,349	7,963	7,966	7,966	7,966	7,966	7,966	8,106	8,106
1日最大配水量(m3/日)	7,415	7,701	7,845	7,339	7,841	7,368	7,737	7,071	6,980	6,889
最大稼働率(%)	97	92	99	92	98	92	97	89	86	85
供給単価(円/m3)	146	142	151	147	151	154	151	152	153	152
給水原価(円/m3)	326	341	389	424	462	424	403	397	418	446

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

当市においては、中山間地域という地理的の条件のもと27簡易水道が全域に散在しているところである。このような状況の中、水道事業の統合については効率的かつ安定した事業運営を行うため、できるだけ広域的な観点からの検討を行い、既存施設の形態、運営基準、現行の整備水準、水源能力、統合後の維持管理の容易性、維持経費等、総合的に判断し、現況に即した統合区域の設定を行う。施設の完成後は水道料金の統一、施設管理の一元化、相互間の水運用等、運営基盤の強化と効率化を図り、地震、災害に対しても強い簡易水道統合を目指す。
検討体制としては、専門業者等を含め担当部署で協議をすすめ、今年度末までに統合計画の策定し、平成28年度までに統合を完了する予定。

別紙

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

- 1 行財政改革大綱・集中改革プランの策定
- 2 行財政改革推進本部の設置
- 3 定員適正化計画の策定
- 4 定員適正化の目標達成のため、早期退職の勧奨制度創設
- 5 人材育成基本方針の策定
- 6 組織・機構の見直し
- 7 給与の適正化・時間外勤務手当の縮減
- 8 事務事業評価制度の試行
- 9 指定管理者制度への移行促進
- 10 民間委託の推進
- 11 未利用財産の処分実施
- 12 公用車の台数削減
- 13 各種団体への補助金内容見直しの実施
- 14 市営バス料金の見直し
- 15 県内日当の廃止
- 16 予算枠配分方式の導入検討
- 17 長期債務の適正化